

白川町告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、町道の区域を次のように決定する。

その関係図面は、令和8年3月18日から2週間白川町役場において一般の縦覧に供する。

令和8年3月18日

白川町長 佐伯正貴

1. 路線名 鎌長4号線
2. 道路の区間 三川字鎌長1290番3から三川字下馬場2051番17まで
2. 道路の概要 別紙表示のとおり

町道路線の認定について

区分	路線名	起点	終点	延長	重要な経由地
認定	鎌長4号線	三川字鎌長 1290番3	三川字下馬場 2051番17	103.0m	県道恵那白川線からマツオカ白川店 横を通り町道三川本郷線まで

○理由

本路線は農道であるが沿線に農地はなく利用も農業用道路ではなく、現在は地域の重要な生活道路で、バス路線でもあり町道の認定基準を満たしているため町道認定して管理する。

